

令和5年度神戸市における休日の部活動の地域移行に向けた実証事業及び調査・コーディネート業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1. 案件名称

令和5年度神戸市における休日の部活動の地域移行に向けた実証事業及び調査・コーディネート業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、神戸市立中学校等における休日部活動の段階的な地域移行に向けて、複数校の生徒が集まって合同で実施する「合同クラブ活動」の企画・運営を行うとともに、本市の現状・課題や他都市の取り組み状況、国の動向を踏まえ、地域における運営団体や指導者の確保、費用負担の在り方などの課題等を調査・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現につなげることを目的とする。

※本業務の実施にあたっては、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や本市の定める「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を遵守すること。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 費用分担

別紙「仕様書」のとおり

(6) 市側から提供する資料、貸与品等

別紙「仕様書」のとおり

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない団体であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている団体でないこと
- (3) 書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(6)に掲げる要件を全て満たしていること

5. スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 公募（実施要領等の交付） | 令和5年8月18日(金) |
| (2) 質問受付締切 | 令和5年8月25日(金) |
| (3) 質問への回答 | 令和5年8月29日(火)以降 |
| (4) 参加申請書類・企画提案書の提出期限 | 令和5年9月5日(火) |
| (5) 選定委員会の実施 | 令和5年9月上旬から中旬（予定） |
| (6) 受託候補者の決定・通知 | 令和5年9月中旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和5年9月下旬（予定） |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の交付

- ① 交付開始 令和5年8月18日14時以降
- ② 交付方法 以下、神戸市ホームページにて掲載
※直接配布、郵送等による配布は行いません。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33992/kosodate/education/chiikibukatudou.html>

③ 交付資料

- (ア) 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (イ) 委託仕様書
- (ウ) 各種様式

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和5年8月18日から令和5年8月25日17時00分まで
- ② 提出方法 別紙「質問票（様式5）」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。
- ③ 回 答 令和5年8月29日以降に、以下、神戸市ホームページにて掲載

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33992/kosodate/education/chiikibukatudou.html>

(3) 書類の提出

- ① 提出書類

ア 参加申請書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 会社概要・団体概要（任意様式）
- (ウ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
- (エ) 代表者印鑑登録証明書（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
- (オ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分）
- (カ) 誓約書（様式2）
- (キ) 事業経歴書（任意様式）
- (ク) 本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ）
- (ケ) 共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式3）
- (コ) 委託業務推進体制図（共同企業体で提案する場合のみ）（様式4）

イ 企画提案書

- ・企画提案書は、A4版（任意様式）とし、10ページ以内とする。
- ・企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

- (ア) 本業務に対する考え方
- (イ) 提案のアピールポイント
- (ウ) 本業務の実施方法、手法等
- (エ) 設定課題に対する解決案または解決手法等
- (オ) 仕様書「4.業務内容」に対する実績
- (カ) 本業務にかかる実施体制・支援体制
- (キ) 提案見積と積算根拠

② 受付期間 令和5年8月18日から令和5年9月5日17時00分まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

③ 提出方法

ア 参加申請書類

郵送または持参にて、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」に提出すること。

イ 企画提案書

「PDFデータ」にて、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」のメールアドレスまで、Eメールにより提出すること。

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 地域経済の活性化（神戸市内における本店等の有無）【10点】
- ② 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- ③ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【5点】
- ④ 業務遂行にあたっての体制【15点】
- ⑤ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】
- ⑥ 設定課題に対する解決手法の適格性、実現性、独創性【30点】
- ⑦ 類似業務実績の豊富さ【15点】
- ⑧ 費用積算根拠の妥当性【5点】

(2) 選定方法

- ① 選定委員会を実施し、評価基準に基づき評価を行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの方法・日時については別途通知する。
- ② 審査の結果、評価点の最も高い事業者を、契約候補者として選定する。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「設定課題に対する解決手法の適格性、実現性、独創性」の項目の点数が高い方を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に対し郵送にて通知（様式8）し、また、本市ホームページに掲載する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式6）により、下記（2）まで届け出ること。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課 担当：埴岡、高月

電話：078-984-0724

FAX：078-984-0729

メールアドレス：bukatsudo@office.city.kobe.lg.jp